

2 市町村ごとの支援について



(1) 八幡浜市

① 各種の相談窓口について

……お子さんの病気や発達のこと、その他様々な不安や心配なことを相談できる窓口を紹介します。

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
・ 小児慢性特定疾病に関すること ・ 子どもの病気や障がいに関する不安や悩み ・ 病気のある子どものきょうだいに关する不安や悩み ・ 同じような病気のある子どもがいる家庭と交流したいなど	認定NPO法人 ラ・ファミリエ 地域子どものくらし 保健室 〒790-0813 松山市萱町4丁目7-2 カネ宮ビル1階	電話/FAX : 089-916-6035 E-mail : lafamille@cc-sodan.jp	平日 第1・3土曜日 10:00~17:00
障がい者手帳に関する こと 福祉サービスに関する こと	八幡浜市役所 社会福祉課 障害福祉係 〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目 1番1号	電話 : 0894-21-0401 FAX : 0894-24-7700	平日 8:30~17:15
保育所や幼稚園、 一時預かりについて	八幡浜市役所 子育て支援課 保育・幼稚園係 〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目 1番1号	電話 : 0894-21-0402 FAX : 0894-21-0411	平日 8:30~17:15
病気や障がいのある 子どもの就学に関わ る相談について	八幡浜市役所 学校教育課 〒796-0292 八幡浜市 保内町宮内1番耕地 260番地	電話 : 0894-21-6862 FAX : 0894-36-2922	平日 8:30~17:15

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
子育て、発達、虐待、不登校、いじめ、非行など、子どもに関すること、子育てに関することについて	八幡浜市子育て世代包括支援センター ぽか★ぽか 〒796-0010 八幡浜市松柏乙1101番地	電話：0894-21-3122 FAX：0894-24-6652	平日 8：30～17：15
	八幡浜市教育委員会 教育支援室 〒796-0292 八幡浜市保内町 宮内1番耕地260番地	電話：0894-21-6864 E-mail： sien1@yawatahama.ed.jp	
子どもの医療費に関すること 手当てや助成について	八幡浜市役所 市民課 国保係 〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号 (医療費)	電話：0894-22-3133 FAX：0894-22-5980	平日 8：30～17：15
	八幡浜保健所 健康増進課 〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 (医療費)	電話：0894-22-4111 (代表) FAX：0894-22-0631 E-mail： yaw-kenkozosin@pref.ehime.lg.jp	
	八幡浜市役所 子育て支援課 こども福祉係 〒796-8501 八幡浜市 北浜一丁目1番1号 (児童手当、児童扶養手当等)	電話：0894-21-0402 FAX：0894-21-0411 E-mail： kosodate@city.yawatahama.ehime.jp	
	八幡浜市役所 社会福祉課 障害福祉係 〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号 (特別児童扶養手当等)	電話：0894-21-0401 FAX：0894-24-7700	

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
難病に関すること	八幡浜保健所 健康増進課 〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目 3番37号	電話：0894-22-4111 (代表) FAX：0894-22-0631 E-mail： yaw-kenkozosin@ pref.ehime.lg.jp	平日 8：30～17：15
発達障がいに関すること	八幡浜市子育て世代 包括支援センター ぽか★ぽか 〒796-0010 八幡浜市松柏乙 1101番地	電話：0894-21-3122 FAX：0894-24-6652	平日 8：30～17：15
	八幡浜市教育委員会 教育支援室 〒796-0292 八幡浜市保内町 宮内1番耕地260番地	電話：0894-21-6864 E-mail： sien1@yawatahama. ed.jp	



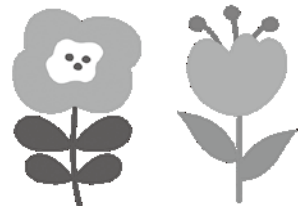
② 子育て支援について

……子育てに役立つ各種事業やサービスを紹介します。
 ※各事業の日程は変更する場合があります。
 広報、市ホームページにてご確認ください。



○母子保健事業

名 称	内 容	対 象	場所・問い合わせ先
母子健康手帳の交付	産婦人科発行の妊娠届と引き換えに、母子健康手帳を発行します。担当の保健師が妊婦さんと面談します。	市内在住の妊婦	八幡浜市子育て世代包括支援センター ぽか★ぽか (保健センター母子保健係内) 〒796-0010 八幡浜市松柏乙1101番地 電話：0894-21-3122 FAX：0894-24-6652
妊婦・産婦一般健康診査	県内の医療機関（産婦人科）または助産院において妊婦・産婦一般健康診査受診票を使用して、妊婦・産婦健康診査を受診できます。	市内在住の妊婦	
妊婦相談	妊娠・出産等について、心配なことがあれば、ご相談ください。必要に応じて訪問します。	市内在住の妊婦	
ぽか★ぽか「パパママ教室」	助産師・栄養士・保健師が妊娠や出産・育児について学ぶための教室を行っています。妊婦さん同士の交流の場ともなっています。	市内在住の妊婦・パートナーの方	



○月齢別の保健サービス

……乳児期・幼児期を通して、健診・相談・訪問など、さまざまな支援を受けることができます。

名 称	内 容	対 象	場 所	問い合わせ先
1か月児健診	・赤ちゃんとお母さんの健診	1か月	出産した病院	八幡浜市 子育て世代包括支援センター ぽか★ぽか (保健センター母子保健係内) 〒796-0010 八幡浜市松柏乙1101番地 電話： 0894-21-3122 FAX： 0894-24-6652
乳児一般健康診査(3～6か月児)	・母子健康手帳とともに お渡しした受診券 を使つての健診	3か月	市内の小児科 (県内の小児科でもOK)	
すくすく教室	・身体計測、育児・ 栄養相談 ・離乳食のお話と試食 ・ブックスタート	3～5か月	八幡浜又は 保内保健センター	
のびのび教室	・身体計測、育児・ 栄養相談 ・離乳食のお話と試食	6～8か月	八幡浜又は 保内保健センター	
乳児一般健康診査(9～11か月児)	・母子健康手帳とともに お渡しした受診券 を使つての健診	9～11か月	市内の小児科 (県内の小児科でもOK)	
よちよち教室	・身体計測、育児・ 栄養相談 ・離乳食のお話と試食 ・歯についてのお話	9～11か月	八幡浜又は 保内保健センター	
1歳6か月児健診	・身体計測、内科・ 歯科検診 ・育児・栄養相談、 むし歯予防のお話	1歳6～ 8か月	八幡浜保健 センター	
ぴよんぴよん教室	・身体計測、育児・ 栄養相談 ・栄養のお話、むし歯 予防のお話	2歳0～ 2か月	八幡浜保健 センター	

名 称	内 容	対 象	場 所	問い合わせ先
3歳児健診	・身体計測、内科・ 歯科検診 ・育児・栄養相談、 むし歯予防のお話	3歳2～ 4か月	八幡浜保健 センター	八幡浜市 子育て世代包括 支援センター ぽか★ぽか (保健センター 母子保健係内) 〒796-0010 八幡浜市松柏乙 1101番地 電話： 0894-21-3122 FAX： 0894-24-6652

※グレー色の欄は集団で行います。対象者には個人通知しています。

※実施場所について…八幡浜市松柏／八幡浜市保健センター

保内町宮内／保内保健センター

※各事業の日程については「個人通知」をご覧ください。お問い合わせ先へご連絡ください。

○マイ保育所

……子育てに迷ったり、悩んだり、困ったら遠慮なく、「マイ保育所」をご利用ください。あなたの登録保育所が子育てのお手伝いをします。母子健康手帳の交付を受けた妊婦さんから、満3歳までの子どもを持つ親子が登録できます。

名 称	内 容	対 象	問い合わせ先
マイ保育所	子育て相談・おためし一時保育*・保育所の園庭開放・子育て相談など、子育てサービス・支援が受けられます。 母子健康手帳の交付を受けるときに「保健センター」で手続きしてください。 既に母子健康手帳をお持ちの方・出産された方は「子育て支援課」「各保育所等」で手続きしてください。	市内在住の妊婦 及び未就園児の 親子	八幡浜市役所 子育て支援課 〒796-8501 八幡浜市 北浜一丁目1番1号 電話： 0894-21-0402 FAX： 0894-21-0411

*おためし一時保育 とは・・・

- ・満1歳～満2歳までの子どもと親が対象 ○1年間に3回、利用が可能
- ・毎週水曜日9:00～13:00、定員親子2組で実施（1週間以上前に予約が必要です。）
- ・給食代は実費徴収します。

●育児仲間や遊び場が欲しいとき

……楽しく子育てをしていくために、育児仲間をつくったり、遊び場で子どもと親子が遊べる場を設けて、支援しています。

○ふれあい子育てサロン

……地域の中で親子が安心して過ごせる場所・子育て親子同士で交流や情報交換ができる場所として、各地域の公民館等で行われています。

サロン名	地区	開催場所
まつかげランド	松蔭	松蔭地区公民館
いないいないばあ	川上	川上地区公民館
ハッピー	宮内	宮内地区公民館
エンゼル	日土	J A 日土支店
ミッキーハウス	千丈	千丈地区公民館
えどおかぼっぼ	江戸岡	江戸岡地区公民館

サロン名	地区	開催場所
のびのび白浜	白浜	大平自治公民館
すくすくすき	喜須来	保内町多目的集会所
ひよこっこ	神山	神山地区公民館
にこにこクラブ	真穴	真穴地区公民館
ぼっぼクラブ	双岩	双岩地区公民館
たんぼぼ	川之石	川之石地区 交流拠点施設みなせ

■対象者

乳幼児・児童とその保護者

※利用時間や開催場所については、「なかよしランド」「広報やわたはま」「市ホームページ」、また「八幡浜市社会福祉協議会」へご連絡ください。

■お問い合わせ先

八幡浜市社会福祉協議会

〒790-0010 八幡浜市松柏乙1101番地 八幡浜市保健福祉総合センター2階

電話：0894-23-2940



○児童センター

……児童センターは年間を通して楽しい行事や遊びを一緒にできます。また、各地域へ子育て情報等を発信して、子育て環境のサポートをしています。なお、児童センターでの行事等については、「センター通信」「なかよしランド」「広報やわたはま」「市ホームページ」でご確認ください。

八幡浜児童センター

〒796-8008 八幡浜市栗野浦463番地1

電話：0894-22-5171

FAX：0894-22-5172

- 対象者 児童全般（0～18歳）
- 利用時間 9：30～18：00
- 休館日 金曜日・祝祭日
（5月5日は除く）・
年末年始

保内児童センター〒796-0202 八幡浜市保内町宮内1番地
耕地36番地1

電話：0894-21-2846

0894-21-2847（FAX兼用）

- 対象者 児童全般（0～18歳）
- 利用時間 9：30～20：00
- 休館日 月曜日・祝祭日
（5月5日は除く）・
年末年始



イベント名称	コース名称		内 容
親子であそぼ！	年齢別コース	くまコース (2歳以上児)	保育所・幼稚園に通っていない親子を対象として、毎月親子ふれあい遊びの時間があります。(誕生児紹介)
		うさぎコース (1歳児)	
		ひよこコース (0歳児)	
	ベビーマッサージ (4～8か月)		お子さんへのベビーマッサージを通して絆を深めます。
みんなであそぼ！	おはなし会	おはなし パラダイス	八幡浜図書館ボランティアによる読み聞かせ。
		ふみちゃんのおはなし会	地域ボランティアによる読み聞かせ。
	月行事		季節に応じた内容で遊びます。
	みなっと広場		みなと交流館やみなっと緑地公園に出向き、楽しい遊び体験の場を提供します。
ママたちのために！	はじめてのままノワ		これからママになる人、子育て中のママの不安や悩みを和らげます。
	子育て講座（離乳食、歯、断乳、ケガの対応など）		

※毎月の子育て支援の情報誌「なかよしランド」「広報やわたはま」やチラシ等で活動内容をお知らせします。



○八幡浜市立図書館

……図書館ではおはなし会をはじめ、いろいろなイベントが開催されています。

名 称	時 間	住 所	電 話
八幡浜市立市民図書館	開館時間：10：00～18：30 休館日：月曜日、図書整理日・ 年末年始・特別整理期間	〒796-0066 八幡浜市本町 1丁目60番地1	0894-22-0917
八幡浜市立保内図書館	開館時間：10：00～18：30 休館日：木曜日、図書整理日・ 年末年始・特別整理期間	〒796-0202 八幡浜市保内町 宮内1番耕地 118番地	0894-36-3050

■貸出冊数と期間

本・紙芝居・雑誌・カセットブック／各館10冊3週間

DVD・CD／各館2点1週間

※館内には、両館「赤ちゃん絵本コーナー」、「おもつ換えスペース」があります。

○おはなし会について／内容：絵本の読み聞かせ、紙芝居、パネルシアター、手遊びなど

	日 時	場 所	対 象
あいうえおはなし会	毎週土曜日 11：00～（30分程度）	市民図書館1階幼児ルーム	乳幼児親子
ゆめいろほけつと おはなし会	毎月第3水曜日 10：30～（30分程度）	保内図書館内おはなしコーナー	

※どちらも事前申込み不要

●参考リンク集

八幡浜市の子育て応援サイト「はまっこ」

<http://hamacco.info>



八幡浜市子育て応援ブック電子書籍版

https://www.scinex.co.jp/wagamachi/loco/38204_kosodate/dl_pc.html



愛媛子育て応援サイト きらきらナビ

<http://www.ehime-kirakira.com>



子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>





③ 手当や年金について

……お子さんや保護者を対象の各種手当や年金について紹介します。

	手 当	内 容	対 象	窓 口
手 当	児童手当	15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している方に支給される手当です。 ・ 3歳未満 15,000円/月（一律） ・ 3歳～小学生 10,000円/月 （第3子以降は15,000円） ・ 中学生 10,000円/月（一律） ※所得制限あり	世帯の生計中心者で、八幡浜市に住民登録をしており、対象となる子どもを養育している人 児童の入所施設の設置者、里親 児童を監護し、生計を共にしている未成年後見人や、父母指定者（父母が国外に居る場合のみ）	八幡浜市役所 子育て支援課 こども福祉係 〒796-8501 八幡浜市 北浜一丁目1番1号 電話： 0894-21-0402 FAX： 0894-21-0411 E-mail： kosodate@city.yawatahama.ehime.jp
	児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障がいがあるときは20歳未満）を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。 ・ 子ども1人の場合 44,140円～10,410円/月 ・ 2人目 10,420円～ 5,210円/月 加算 ・ 3人目以降 1人につき 6,250円～ 3,130円/月 加算 ※令和5年4月改定 ※年度により額の改定があります。	・ 父母が婚姻を解消した児童 ・ 父または母が死亡した児童 ・ 父または母が重度の障がいにある児童 ・ 父または母の生死が明らかでない児童 ・ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童 ・ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ・ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童 ※所得制限あり	

	手 当	内 容	対 象	窓 口
手 当	特別児童扶養手当	精神または身体に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。 ・ 重度（1級障がい） 53,700円/月 ・ 中度（2級障がい） 35,760円/月 ※令和5年4月改定	①児童や父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいること ②児童が施設に入所していないこと ③障がいを理由とした公的年金を受けられないこと ④受給者、配偶者、扶養義務者の所得が一定の額以下であること	八幡浜市役所 社会福祉課 障害福祉係 〒796-8501 八幡浜市 北浜一丁目1番1号 電話： 0894-21-0401 FAX： 0894-24-7700
	障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。 15,220円/月 ※令和5年4月改定	20歳未満で、常時介護が必要であり、身体障がい（1級と2級の一部）や知的障がい（IQ20以下程度）のある児童で、以下の条件である方 ①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③障害年金などの障がいを支給条件とする公的給付を受けていないこと	
	特別障害者手当	障がいが重複するなど精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給される手当です。 27,980円/月 ※令和5年4月改定	20歳以上で、日常生活で常時特別の介護が必要であり、障害年金の1級程度の障がい重複しているなど、著しく重度障がいの状態にある方で、以下の条件である方 ①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③3か月以上連続して入院していないこと	

	手 当	内 容	対 象	窓 口
年金	障害基礎年金	病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。 令和5年度 ・ 1級 993,750円/年 + 子の加算 ・ 2級 795,000円/年 + 子の加算	●20歳前の障がいの場合 20歳前に病気やけがで障がい者となった場合、20歳以降に受けることができます。 ●20歳以降の障がいの場合 20歳～59歳の間の国民年金に加入中、または60歳～64歳の間に、病気やけがで障がい者になった場合に受けることができます。 (一定の保険料納付が必要)	八幡浜市役所 市民課 年金係 〒796-8501 八幡浜市 北浜一丁目 1番1号 電話： 0894-22-3100 FAX： 0894-22-5980
制度	心身障害者 扶養共済制度	心身障がい児(者)の保護者が毎月一定の掛け金を納めることによって、保護者が亡くなったり、重度障がいの状態になったりした後に、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入制度です。	障がいのある方を現に扶養している保護者であって、次の要件を満たしている方 ①八幡浜市に住所があること ②加入時年度の4月1日時点で、年齢が65歳未満であること ③特別な疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ④障がいのある方1人に対して、2口まで加入できます。	八幡浜市役所 社会福祉課 障害福祉係 〒796-8501 八幡浜市 北浜一丁目 1番1号 電話： 0894-21-0401 FAX： 0894-24-7700



④ 医療費等の助成や給付について

……お子さんを対象とした医療費の助成や給付について紹介します。

●医療費助成

助成・給付	内 容	対 象	窓 口
子ども医療費助成	子ども医療費受給者証の提示で、乳幼児から中学卒業までの子どもの入院・通院にかかる医療費（保険診療の自己負担分）が無料になります。	八幡浜市に住所を有する乳幼児（就学前：6歳に達した日の年度末）または児童（中学生：15歳に到達した日の最初の年度末まで）が対象。 各医療保険の一部負担金について、市が助成します。（高額療養費、家族療養費、付加給付金など、医療保険から支給される分を除いた額） ※予防接種、文書料、入院時の差額ベッド代、食事療養標準負担額などは、支給対象になりません。	八幡浜市役所 市民課 国保係 〒796-8501 八幡浜市 北浜一丁目 1番1号 電話： 0894-22-3133 FAX： 0894-22-5980
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の母・父及び児童の入院・通院分に係る医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。 医療機関の窓口で「保険証」と「ひとり親家庭医療費受給者証（申請により発行）」を提示すれば、自己負担なしで受診できます。	①児童を監護し、その者の生計を維持する配偶者がいない女子または配偶者がいない男子、②前号に定める者の監護を受け、その者と生計を同じくする児童、③配偶者がいない祖母と孫または姉と弟妹ならびに配偶者がいない祖父と孫または配偶者がいない兄と弟妹からなる家庭であって、市長がひとり親家庭に準ずると認めるものの、④母子および父子ならびに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のいない児童（父母が重度の障害により長期にわたって労働能力を失っているため、その扶養を受けることができない児童） ※児童については20歳未満でも、就職して社会保険の対象になっている場合は対象外となります。 ※生活保護を受けている方や所得税の納付義務のある方は対象にはなりません。	

助成・給付	内 容	対 象	窓 口
未熟児養育医療制度	出生時体重が一定以下である乳児等に対して、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合に、必要な医療を支給します。 給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。	出生時体重が2,000g以下または生活力が特に薄弱で、医師が入院療養を必要と認めた乳児（1歳未満）（保護者が八幡浜市内に居住するもの）	八幡浜市役所 市民課 国保係 〒796-8501 八幡浜市 北浜一丁目 1番1号 電話： 0894-22-3133 FAX： 0894-22-5980
小児慢性特定疾病医療費助成	小児の慢性疾患のうち国の指定する小児慢性疾病にかかり、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、指定医療機関での治療に係る医療費の一部を助成します。	18歳未満の児童（ただし、18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象となります。）	八幡浜保健所 健康増進課 〒796-0048 八幡浜市北浜 一丁目3番37号 電話： 0894-22-4111 (代表) FAX： 0894-22-0631 E-mail： yaw-kenkozoin@ pref.ehime.lg.jp
難病の医療費助成	難病のうち、国の指定する「指定難病」と診断され、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、難病法に基づき指定された「指定医療機関」での治療等に係る医療費の一部を助成します。	指定難病と診断されている方で、以下の①～③に該当する方 ①症状の程度が指定難病の疾病ごとに決められた認定基準（重症度分類基準）を満たす方、または上記の認定基準を満たさないものの、指定難病に係る医療費の総額（10割の額）が33,330円を超える月が年間3回以上ある方 ②八幡浜市内に住所を有している方 ③公的医療保険（国民健康保険や健康保険など）に加入している方、または生活保護受給者	

助成・給付	内 容	対 象	窓 口
重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者医療費受給者証の提示で、入院・通院分にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	次のいずれかに該当する方 ・ 身体障害者手帳1級または2級に該当する人 ・ 療育手帳Aに該当する人 ・ 療育手帳B(中度)と身体障害者手帳両方に該当する人	八幡浜市役所 市民課 国保係 〒796-8501 八幡浜市 北浜一丁目 1番1号 電話： 0894-22-3133 FAX： 0894-22-5980
育成医療 (自立支援医療)	身体に障がいのある児童、もしくは将来機能障がいを招くおそれのある児童で手術等により障がいの治癒、軽減を図ることができる場合、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。	①18歳未満の身体に障がいのある児童、もしくは将来障がいを残すと認められる児童で、手術等により確実な治療効果が期待できること ②指定自立支援育成医療機関で治療を行うこと ③八幡浜市に住民登録があること ※所得制限の要件あり	八幡浜市役所 社会福祉課 障害福祉係 〒796-8501 八幡浜市 北浜一丁目 1番1号 電話： 0894-21-0401 FAX： 0894-24-7700
精神通院医療 (自立支援医療)	精神障がいのある方が継続的に精神通院を受ける場合、県の指定医療機関、薬局、デイケアなどで、原則として1割負担に軽減されます。	精神障がい及び当該精神障がいに起因して生じた病態にたいして、病院又は診療所に入院しないで行われる医療。医療機関、薬局、精神科デイケア、訪問看護などが対象となりますが、原則としてそれぞれ1カ所までの登録となります。	
更生医療 (自立支援医療)	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、その障がいについて確実な治療の効果が見込まれる医療に対して、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。	身体障害者手帳を持っている18歳以上の方 対象となる障がいは、視覚障がい・聴覚障がい・言語障がい・肢体不自由・内部障がい（心臓・腎臓・肝臓・小腸・免疫）です。 ※所得制限等の要件あり	

●用具の給付

給付	内 容	対 象	窓 口
小児慢性特定 疾病児童 日常生活用具 給付事業	小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童のうち、日常生活を営むのに著しく支障のある児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。	次の全ての要件に該当する方が対象です。 ・ 八幡浜市にお住まいの方 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方 ・ 在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具の給付を必要とする方 ・ 障害者総合支援法などの他の同様な用具給付制度を利用できない方	八幡浜市役所 社会福祉課 障害福祉係 〒796-8501 八幡浜市 北浜一丁目 1番1号 電話： 0894-21-0401 FAX： 0894-24-7700
補装具の交付・ 修理	身体障がい者（児）及び難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具（補装具）の交付、借り受け及び修理に要する費用の支給を行います。	事前に、補装具の必要性が認められた人を対象とします。	
八幡浜市障害者 日常生活用具給 付事業	障害者（児）、難病患者の日常生活の利便を測るため、ストマ装具や紙おむつなどの日常生活用具を給付しています。	原則、在宅で生活する以下の人が対象です。 ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方 ・ 療育手帳の交付を受けている方 ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・ 難病患者等で必要性が認められる方 医療機関や施設等に入院中または入所中の方も医療機関や施設等で支給されない用具については対象とします。 ただし、介護保険により給付の対象となる用具の貸与または購入費の支給を受けることができる方は対象外です。 また、一定以上の所得のある人も助成の対象外となります。	

⑤-(a) 訪問看護について

……訪問看護は、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士などの医療従事者が、自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。医師が必要と認めた要介護者に対して、医師の指示のもとに生活支援と医療処置を行います。

*** 愛媛県内の訪問看護ステーションについては、P240参照**

⑤-(b) 障がい者手帳の制度について

……障がい者手帳とは、心身に何らかの障がいがあることにより自立が困難な方や日常生活に支援を必要とする方に対し、自治体から交付される手帳です。障がいの内容により、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。それぞれの障がいの程度に応じた等級があり、その等級に応じて受けられる支援やサービスの内容は異なります。

	手 帳	内 容	対 象	窓 口
①	身体障害者手帳	身体に一定以上の障がいのある人が、障がいの程度に応じてさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。 等級は、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障がいのある方	八幡浜市役所 社会福祉課 障害福祉係 〒796-8501 八幡浜市北浜 一丁目1番1号 電話： 0894-21-0401 FAX： 0894-24-7700
②	療育手帳	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをとまなう、いわゆる知的障がい者(児)がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害程度には、A、Bがあります。	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをとまなう方	
③	精神障害者 保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的に、各種サービスが受けられる手帳です。 1～3級までの等級があります。	精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方	



⑤-(c) 障害福祉サービスについて

○障害児相談支援

……障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

*** 愛媛県内の障害児相談支援事業所については、P240参照**

○障害児通所支援

……障がいのあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練や治療、社会との交流の促進を、施設等に通所することで行う支援です。

●通所サービスには、以下のサービスがあります。

	サービス	内 容	対 象	窓 口
①	児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 児童発達支援は、児童発達支援センターと児童発達支援事業所で受けられます。	小学校就学前の障がいのある子ども（身体障がい児、知的障がい児、発達障がい児を含む精神障がい児）	八幡浜市役所 社会福祉課 障害福祉係 〒796-8501 八幡浜市北浜 一丁目1番1号 電話：0894-21-0401 FAX：0894-24-7700
②	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障がいの状態、その他これに準ずる状態にある障がい児	
③	保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行います。	保育所や幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等に通っている障がいのある児童	

	サービス	内 容	対 象	窓 口
④	放課後等 デイサービス	学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	学校教育法に規定する学校（小・中・高校・特別支援学校）に就学している障がいのある児童	八幡浜市役所 社会福祉課 障害福祉係 〒796-8501 八幡浜市北浜 一丁目1番1号 電話： 0894-21-0401 FAX： 0894-24-7700

* 愛媛県内の障害児通所支援施設については、P240参照

○障害児入所支援

……障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。

●障害児入所支援には、「福祉型」と、治療も行う「医療型」があります。

	サービス	内 容	対 象	窓 口
①	福祉型 障害児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。 ・食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援、助言 ・身体能力の訓練や日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	愛媛県保健福祉部 福祉総合支援 センター 〒790-0811 松山市本町7-2 愛媛県総合保健 福祉センター内 電話： 089-922-5040 FAX： 089-923-9234

	サービス	内 容	対 象	窓 口
②	医療型 障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行うサービスです。 ・ 疾病の治療 ・ 看護 ・ 医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護 ・ 日常生活上の相談支援や助言 ・ 身体能力の訓練に加えて、日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・ レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・ コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	愛媛県保健福祉部 福祉総合支援センター 〒790-0811 松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター内 電話：089-922-5040 FAX：089-923-9234

* 愛媛県内の障害児入所支援施設については、P240参照

● 居宅サービス等、その他の障害福祉サービス

* 18歳未満も利用可能なサービス

	サービス	内 容	対 象	窓 口
自立支援 給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。	障害支援区分1以上の方 ※障がい児も利用できる場合があります。	八幡浜市役所 社会福祉課 障害福祉係 〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号 電話：0894-21-0401 FAX：0894-24-7700

	サービス	内 容	対 象	窓 口
自立支援給付	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	障害支援区分6であって、次のいずれかに該当する方 ①四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態の筋ジストロフィー患者等 ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の点数が、合計10点以上である方 ※障がい児も、区分6に相当する心身の状態の方は利用できる場合があります。	八幡浜市役所 社会福祉課 障害福祉係 〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号 電話：0894-21-0401 FAX：0894-24-7700
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴・排泄・食事の介護等を行います。	障害支援区分1以上の方（医療型短期入所は別の要件あり） ※障がい児も利用できる場合があります。	
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援等を行います。	障害支援区分3以上で、行動関連項目等で条件あり ※障がい児も利用できる場合があります。	
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。	障害支援区分以外の条件あり ※障がい児も利用できる場合があります。	



	サービス	内 容	対 象	窓 口
地域生活支援事業	移動支援事業	移動に困難を有する身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）、発達障がい者（児）等に、円滑に外出できるよう、移動の支援を行います。	①車いすを常用し自走が困難な身体障害者手帳の肢体不自由1級又は2級の所持者で、上肢及び下肢又は、上肢及び体幹に機能障がいのある方 ②療育手帳を所持している方 ③精神障害者保健福祉手帳を所持している方等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者 ⑤発達障がいであると診断された方	八幡浜市役所 社会福祉課 障害福祉係 〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号 電話： 0894-21-0401 FAX： 0894-24-7700
	日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	①児童相談所または知的障害厚生相談所において知的障がいを有すると判定された者 ②身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者 ③医師により発達障がいと診断された18歳未満の者等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者	
	訪問入浴	居宅において入浴が困難な障がい者（児）に対して、訪問入浴を行います。	居宅において入浴が困難な重度の身体障がい者（児）	
	意思疎通支援	障がい者に対する意思疎通の円滑化を図るために、意思疎通支援者を派遣します。	意思疎通を図ることに支障のある障がい者（児）	
	地域活動支援センター	作業やレクリエーションなどを通して、社会参加（地域との交流）、自立の促進を図ることを目的としたところです。	在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその家族または支援者	

	サービス	内 容	対 象	窓 口
生活福祉資金貸付事業	生活支援費 住宅入居費 一時生活再建費	生活再建までに必要な費用住宅の賃貸契約を結ぶための費用など	離職世帯、低所得世帯	愛媛県社会福祉協議会 地域福祉部 生活支援課
	福祉費	・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費	低所得世帯、障がい者世帯、65歳以上の高齢者の属する世帯等	〒790-8553 松山市持田町 三丁目8番15号 電話： 089-921-8384 FAX： 089-921-5289 または 八幡浜市 社会福祉協議会 〒796-0010 八幡浜市松柏乙 1101番地 八幡浜市保健 福祉総合センター2階 電話： 0894-23-2940 FAX： 0894-23-0506
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困窮となった場合に貸し付ける少額の費用(上限10万円)		
	小口貸付 ※八幡浜市 社会福祉協議会 独自の貸付事業	生活にお困りの方の相談を伺いながら、必要に応じて貸付します。 (上限5万円)		

	サービス	内 容	対 象	窓 口
生活福祉資金貸付事業	教育支援費 就学支度費	○教育支援費 高等学校、大学又は高等 専門学校に就学するため の経費 ○就学支度費 高等学校、大学又は高等 専門学校への入学に際し 必要な経費	低所得世帯、障がい 者世帯、65歳以上の 高齢者の属する世帯 等	※前ページ参照

愛媛県内の各施設は、愛媛県のホームページ「障がいのある方のための施設案内」のページの「指定障害児支援事業所・施設」に掲載されていますのでご覧ください。
https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/syougai/ken_shi/index.html



⑥ 入園について

○保育所等の利用について

……子ども・子育て新制度(平成27年度開始)に移行した幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する場合は、支給認定を受ける必要があります。支給認定区分には、利用を希望する施設や子どもの年齢によって、3つの区分があります。

利用希望施設	保護者の要件	対象年齢	必要な認定区分
幼稚園	なし	3～5歳	1号認定
認定こども園	なし	3～5歳	幼稚園機能部分(1号認定)
	仕事等の理由により家庭での保育ができない場合など、保育の必要な事由に該当する場合	3～5歳	保育所機能部分(2号認定)
保育所		0～2歳	3号認定
		3～5歳	2号認定
地域型保育事業		0～2歳	3号認定
		0～2歳	3号認定

●一時預かり

……保育所等に入所していないお子さんを、一時的に保育所が預かる支援サービスです。

- ・月に何日か仕事、決まった曜日に仕事がある。ハローワークに行く。
- ・学校の参観日がある。地域行事の手伝いがある。
- ・病気になった。（通院・療養）家族の看護・介護・通院。
- ・冠婚葬祭、出産、災害。
- ・育児を一休みしたい。（リフレッシュ）
- ・習い事や趣味を楽しみたい。

保育所名	所在地	電 話	利用時間
愛宕保育所	愛宕487-3	0894-22-4623	8:30～16:00
保内保育所	宮内1-37	0894-21-2844	8:30～16:00

※詳細については、各保育所または子育て支援課にお問い合わせください。

対象者	満1歳以上の子ども ※食物アレルギーがある場合は、保育所へご相談ください。
	保育所・幼稚園や他の施設へ通所していない子ども
利用料	1人につき、1,500円（食事・おやつ代 250円含む）※利用日に現金を持参
利用回数	1ヵ月に15日以内
利用日	月～金曜日（土・日・祝祭日・年末年始は実施していません）
利用時間	8:30～16:00の間で、必要とされる時間
利用にあたって	前月の20日以降に予約の電話を入れて下さい。希望者多数の場合は、利用日の変更をお願いする場合があります。



●預かり保育

……保護者の要請により、教育保育時間の終了後に預かり保育を実施しています。

幼稚園名	実施日	実施時間 (学期中)	実施時間 (長期休業期間中)
神山こども園(市立)	月～金曜日	14:00～17:00	9:00～17:00
保内幼稚園(市立)	月～金曜日	14:00～17:00	9:00～17:00
八幡浜聖母幼稚園(私立)	月～金曜日	14:00～18:00	8:30～16:30
認定こども園八幡浜幼稚園(私立)	月～金曜日	14:00～18:30	7:30～18:30
日土幼稚園(私立)	月～金曜日	14:00～16:00	8:30～16:00

※詳細については、各施設にお問い合わせください。

●病児・病後児保育について

……八幡浜市では、平成31年4月1日から、病気の子どもを預かる病児・病後児保育事業を開始しました。

この事業は、児童が病気により保育所や幼稚園、小学校などに行くことが出来ず、保護者も仕事の都合により家庭での保育が出来ない場合に、一時的に保護者に代わり専用の施設でお預かりする事業です。

名 称	内 容
実施場所	白浜小学校内 東校舎1階 八幡浜市病児・病後児保育施設「キッズケア・しらはま」 (八幡浜市向灘3063番地) 
対象児童	市内に住所を有している生後6カ月から小学校6年生までの児童。 (ただし、市外在住の場合でも保護者が市内の事業所等に勤務し、かつ市内の保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等の施設を利用している児童は可)
利用条件	入院の必要がなく病状が安定している状態、又は回復期にあること。 ※感染症の種類によっては、受け入れができない場合があります。

名 称	内 容
定 員	1日6人（病気の種類や病状により、受入可能人数が変動する場合があります）
利用時間	平日（月～金）8：00～18：00 土曜日 8：00～12：30 休み：日、祝日、年末年始（12/29～1/3）、お盆（8/15）
利用料	平日（月～金）1日2,000円、土曜日 半日1,000円（食事・おやつ代を含む） ※生活保護世帯、ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯、又はひとり親家庭等医療費助成受給世帯）は無料、市民税非課税世帯は半額。 ※送迎タクシーや保育室のおむつ等を利用した場合は別途実費が必要です。 （実費は減免対象外です）
利用の流れ	1. 事前登録申請 → 2. 利用登録決定通知 → 3. 施設予約（前日、又は当日） → 4. 医療機関を受診（※病状により利用不可の場合あり） → 5. 施設を利用（利用申請書、医師連絡票、病状連絡票が必要）
登録申請	・ <u>病児・病後児保育事業を利用するためには、事前の登録申請手続きが必要です。</u> （登録は無料です） （登録申請には利用登録申請書、重要事項確認書兼同意書を提出ください。申請書類一式は子育て支援課で配布、又はホームページからダウンロードできます。） ※子育て支援課窓口で申請書を記入される場合は、<u>印鑑、保険証、母子手帳、予防接種の履歴が確認できるものをご持参ください。</u> ※登録申請は年間を通して随時受付します。 ※登録の有効期限は登録年度の3月31日までとし、<u>毎年登録申請が必要です。</u>

■入園等についてのお問い合わせ先

八幡浜市役所子育て支援課

〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号

電話：0894-21-0402（課直通）

FAX：0894-21-0411



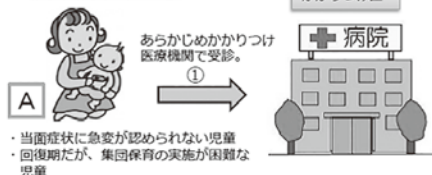
■利用のイメージ

●八幡浜市病児・病後児保育施設の利用イメージ

※利用は事前の登録が必要です。

保護者・対象児童

かかりつけ医



医師が病児の症状等を記載した連絡票により、病児の状態を確認し、受け入れる。
※入院が不要なことが前提。感染症の種類や症状により受け入れ不可の場合あり。

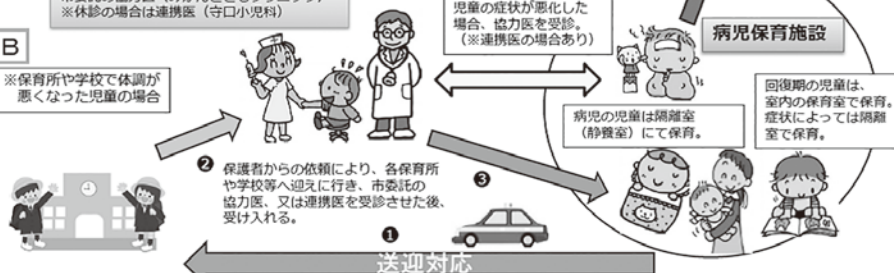


緊急を要する重篤な状態となった場合は、2次救急（市立病院）へ搬送。

B

市委託の協力医（みかんこどもクリニック）
※休診の場合は連携医（寺口小児科）

※保育所や学校で体調が悪くなった児童の場合



※病児保育施設の利用が初めての場合は利用できません。



⑦ 就学について

●教育支援室

……教育支援室では、いじめ・不登校、児童虐待及び障がい(疑いを含む)のある児童・生徒の療育や相談等の業務を行っています。

■問い合わせ先

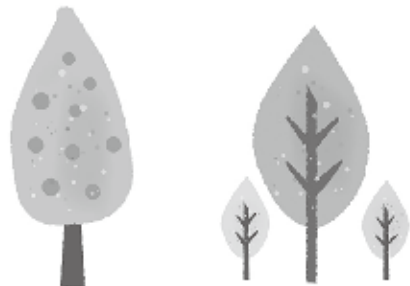
八幡浜市教育委員会 教育支援室

電話：0894-21-6864 E-mail：sien1@yawatahama.ed.jp

●教育相談・療育相談

……不登校など子どもの心の健康に関する相談や療育など子どもの発達などの相談を受け付けています。

相談種別	こころの悩み、病気の悩み、成長や発達の悩み、家庭・学校の悩み など
相談方法	対面、電話、訪問
料 金	無料
日 時	平日 8:30～17:15
場 所	八幡浜市保内町宮内1番耕地260番地 八幡浜市役所保内庁舎1階 教育支援室
参加方法	電話相談（随時）、面接相談（予約制、事前にお電話でご予約ください）
問い合わせ先	八幡浜市教育委員会 教育支援室 〒796-0292 八幡浜市保内町宮内1番耕地260番地 電話：0894-21-6864



●ペアレント・メンターによる相談

……メンターとは「信頼できる相談相手」という意味です。

「ペアレント（親）・メンター」は、ペアレント・メンター養成講座を受講した「発達障がいのある子どもを育てた経験のある先輩保護者」のことです。

発達障がいの専門家ではありませんが、同じ親だからこそ分かる子育ての悩みや不安に寄り添い、それまでの子育ての経験情報を提供し、前向きな子育ての一步を応援します。《ペアレント・メンター相談は「親による親のための相談会」です。厚生労働省においても有効な家族支援システムとして推奨されています。》

参加対象	未成年（18歳未満）の子どもの発達が気になっている保護者	
申し込み方法	1.メール（sien1@yawatahama.ed.jp） 2.電話（0894-21-6864） 3.WEB（Googleフォーム） 相談者の名前と連絡先（電話番号）、お子さんの年齢（学年）をお伝えください。教育支援室から折り返し連絡いたします。	Googleフォーム 
場 所	八幡浜市保内町宮内1番耕地260番地 八幡浜市役所保内庁舎1階 教育支援室	
参加方法	面接相談（予約制、事前にお電話でご予約ください）	
問い合わせ先	八幡浜市教育委員会教育支援室 電話：0894-21-6864 E-mail：sien1@yawatahama.ed.jp	

※一日一組の相談になっておりますので、別日（予定表以外の日）への変更をご相談させていただきます場合もあります。

※詳しくはホームページをご覧ください。

(<https://www.city.yawatahama.ehime.jp/doc/2022051000011/>)



●就学時健康診断

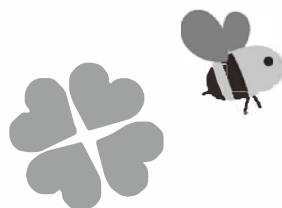
……就学予定者に対して、10月頃に実施し、心身の状況を把握して、治療の勧告その他の保健上必要な助言、教育（就学）相談等を行います。毎年9月上旬に学校教育課から各家庭に案内をお送りしています。

■問い合わせ先

八幡浜市役所保内庁舎学校教育課

〒796-0292 八幡浜市保内町宮内1番耕地260番地

電話：0894-21-6862



●就学先

就学分類	概 要	対 象
通常学級	通常の学級です。	
通常学級 ＋通級による指導	小・中学校において、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた指導を通級指導教室で受けます。障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための個別指導を行います。	言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)など
特別支援学級	障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。小・中学校の学習指導要領に沿った教育を行います。障がいの状態等に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考に、実情に合った教育課程が編成できるようになっています。	知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がい
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒を対象として、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっていて、一人一人に応じた教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行います。	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱者(身体虚弱者を含む)

●特別支援学級または通級指導教室を設置している八幡浜市内小学校

学校名	住 所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
松蔭小学校	八幡浜市広瀬三丁目4番3号	0894-22-0212	○	○
白浜小学校	八幡浜市向灘3063番地	0894-22-0135	○	—
江戸岡小学校	八幡浜市江戸岡一丁目7番1号	0894-22-1046	○	—
神山小学校	八幡浜市五反田1番耕地 154番地	0894-22-0365	○	○
千丈小学校	八幡浜市郷4番耕地1番地	0894-22-0644	○	—
日土小学校	八幡浜市日土町2番耕地 851番地	0894-26-0010	○	—
真穴小学校	八幡浜市真網代戊162番地	0894-28-0226	○	—

* 愛媛県内の特別支援学校については、P239参照

学校名	住 所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
川上小学校	八幡浜市川上町川名津 甲305番地	0894-27-0120	—	—
双岩小学校	八幡浜市若山3番耕地167番地	0894-22-4302	○	—
喜須来小学校	八幡浜市保内町喜木2番耕地 224番地	0894-36-0303	○	—
川之石小学校	八幡浜市保内町川之石 3番耕地300番地	0894-36-0124	○	—
宮内小学校	八幡浜市保内町宮内 5番耕地46番地	0894-36-0039	○	—

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

●児童クラブ

……保護者が昼間働いていたり、病気などのため、放課後に家庭で面倒を
みられない児童に、健全な遊びを通して、健やかな発達を促すことを目的
としています。詳細は、「子育て支援サイトはまっこ」



(<http://hamacco.info/2020/02/03/小学生になったら/>) をご確認ください。

■問い合わせ先

八幡浜市役所 子育て支援課

〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号 電話：0894-21-0402

●特別支援学級または通級指導教室を設置している八幡浜市内中学校

学校名	住 所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
保内中学校	八幡浜市保内町川之石1番耕地 243番地1	0894-36-2345	○	—
愛宕中学校	八幡浜市愛宕335番地	0894-22-3166	○	—
松柏中学校	八幡浜市松柏甲734番地1	0894-22-1208	○	—
八代中学校	八幡浜市八代一丁目2番1号	0894-22-2360	○	○

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

●愛媛県内の特別支援学校

* 愛媛県内の障害児相談支援事業所については、P240参照